

別添

障害福祉慰労金事業（交付要綱第4条第1項（1）関係）		
支給対象者	通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所、障がい者施設等、訪問系サービス事業所、相談系サービス事業所、重度障害者等包括支援事業所及び障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の事業者に通算して10日以上勤務し、利用者と接する職員に対する慰労金の支給	
基準額	1 20万円	利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した支給対象施設・事業所に勤務し、利用者と接する職員 ①訪問系サービス事業所 実際には新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者にサービスを1度でも提供した職員 ②その他の支給対象施設・事業所 実際には新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日（※）以降に当該施設・事業所で勤務した職員
	2 5万円	上記以外で支給対象施設・事業所に勤務し、利用者と接する職員
備考	※1 年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しない。 ※2 「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている職員であれば、派遣労働者のほか、業務委託受託者の労働者として支給対象施設・事業所において働く従事者についても対象に含まれる。 ※3 慰労金の支給は、医療機関や介護サービス事業所・施設等に勤務する者への慰労金を含め、1人につき1回に限る。	

事業メニュー		感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業 (交付要綱第4条第1項（2）関係)		利用者への再開支援への助成事業 (交付要綱第4条第1項（3）関係)	環境整備への助成事業 (交付要綱第4条第1項（4）関係)
対象事業者		令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、障がい福祉サービス等を提供するために必要なかかり増し経費が発生した障がい福祉サービス施設・事業所等		令和2年4月1日以降、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行った在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障がい児相談支援事業所	令和2年4月1日以降、感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所
サービス種類		①感染対策徹底支援		②多機能型簡易居室設置	
		基準額			
通所系サービス事業所	1 療養介護	2,374千円/事業所	—	2千円/利用者	200千円/事業所
	2 生活介護	757千円/事業所	—	2千円/利用者	200千円/事業所
	3 自立訓練（機能訓練）	346千円/事業所	—	2千円/利用者	200千円/事業所
	4 自立訓練（生活訓練）	273千円/事業所	3,000千円/事業所 ※宿泊型のみ	2千円/利用者	200千円/事業所
	5 就労移行支援	265千円/事業所	—	2千円/利用者	200千円/事業所
	6 就労継続支援A型	335千円/事業所	—	2千円/利用者	200千円/事業所
	7 就労継続支援B型	353千円/事業所	—	2千円/利用者	200千円/事業所
	8 就労定着支援	52千円/事業所	—	2千円/利用者	200千円/事業所
	9 自立生活援助	27千円/事業所	—	2千円/利用者	200千円/事業所
	10 児童発達支援	380千円/事業所	—	2千円/利用者	200千円/事業所
	11 医療型児童発達支援	240千円/事業所	—	2千円/利用者	200千円/事業所
	12 放課後等デイサービス	360千円/事業所	—	2千円/利用者	200千円/事業所
短期入所サービス事業所	13 短期入所	204千円/事業所	3,000千円/事業所	2千円/利用者	200千円/事業所
障がい者施設等	14 施設入所支援	1,215千円/施設	3,000千円/施設	—	—
	15 GH（介護サービス包括型）	402千円/事業所	3,000千円/事業所	—	—
	16 GH（日中サービス支援型）	358千円/事業所	3,000千円/事業所	—	—
	17 GH（外部サービス利用型）	180千円/事業所	3,000千円/事業所	—	—
	18 福祉型障がい児入所施設	1,182千円/施設	3,000千円/施設	—	—
訪問系サービス事業所	19 医療型障がい児入所施設	635千円/施設	3,000千円/施設	—	—
	20 居宅介護	115千円/事業所	—	2千円/利用者	200千円/事業所
	21 重度訪問介護	188千円/事業所	—	2千円/利用者	200千円/事業所
	22 同行援護	65千円/事業所	—	2千円/利用者	200千円/事業所
	23 行動援護	115千円/事業所	—	2千円/利用者	200千円/事業所
	24 居宅訪問型児童発達支援	46千円/事業所	—	2千円/利用者	200千円/事業所
	25 保育所等訪問支援	38千円/事業所	—	2千円/利用者	200千円/事業所
相談系サービス事業所	26 計画相談支援事業	60千円/事業所	—	1.5千円/利用者	200千円/事業所
	27 地域移行支援	44千円/事業所	—	2千円/利用者	200千円/事業所
	28 地域定着支援	46千円/事業所	—	—	—
	29 障がい児相談支援	44千円/事業所	—	2.5千円/利用者	200千円/事業所
対象経費の例	<ul style="list-style-type: none"> 衛生用品等の感染症対策に要する物品購入費用 外部専門家等による研修の実施に要する費用 （研修受講等に要する）旅費、宿泊費等 感染防止を徹底するための面会室の改修費 建物内外の消毒費用・清掃費用 感染防止のための増員のため発生する追加的人件費 感染防止のための増員等、応援職員に係る職業紹介手数料 自動車の購入又はリース費用 タブレット等のICT機器の購入又はリース費用 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の賃料・物品の使用料 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の職員の交通費、利用者の送迎に係る費用 居宅介護職員による同行指導への謝金 居宅介護職員による同行指導への謝金 医療機関や保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費 		<ul style="list-style-type: none"> 長机、飛沫防止パネルの購入費 換気設備の購入及び設置に要する経費 電動自転車等の購入又はリース費用 タブレット等のICT機器の購入又はリース費用 感染防止のため内装改修費 		
備考	<p>※1 施設・事業所等について、助成の申請時点で指定等を受けているものに限る。</p> <p>※2 多機能型事業所として複数サービスの指定を受けている障害福祉サービス等事業者は、該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いること。</p> <p>※3 対象経費の例は、かかり増し経費等として考えられるものを例示したものであるが、新型コロナウイルス感染症拡大防止に資するものであり、通常のサービスの提供時では想定されないと判断できるものであれば、幅広く対象とする。</p> <p>※4 「感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業」の実施にあたっては利用者又は職員に感染者が発生しているか否かは問わない。</p> <p>※5 「利用者への再開支援への助成事業」の実施にあたっては、実際にサービス再開につながったか否かは問わない。なお、取組内容は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における取組内容 在宅サービスの利用を休止している利用者（当該事業所を利用していった利用者で過去1か月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない者）に対し、健康状態や生活実態の確認、利用を希望するサービスの確認を行った上で、在宅サービス事業所と連携し、必要な対応（感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等）を行う。</p> <p>(2) 在宅サービス事業所における取組内容 在宅サービスの利用を休止している利用者に対し、必要に応じて相談支援専門員と連携の上、健康状態や生活実態、利用を希望するサービスを確認（感染対策に係る要望を含む）し、利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「～の確認」とは、1回以上電話または訪問を行うとともに、記録することとする。 「対応を行う」とは、希望に応じた所要の対応を講じたこととする。 「調整を行う」とは、1回以上電話等により連絡したこととする。 				